

会議要録

会議名	令和元年度第2回八王子市消費者教育推進会議	
日時	令和元年11月11日（月）午後2時～午後3時10分	
場所	クリエイトホール10階 第2学習室	
出席者氏名	参加者	朝日ちさと、渡邊隆、浅海正代、小林千里、柳木邦子、柿木眞弓、深沢靖彦、田中利男、赤木省三、成瀬義雄、高瀬智子、竹口君夫、宮本久也、野村洋介、野口庄司、橋本光太郎（敬称略）
	事務局	奈良貴代課長補佐兼主査、中野みゆき主任、辻清江主任
欠席者氏名	なし	
議題等	（1）八王子市消費者教育推進計画 平成30年度の取り組みの検証について	
公開・非公開の別	公開決定後公開	
非公開理由		
傍聴人の数	0名	
配付資料名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 資料1 計画の体系 ・ 資料2 小・中学生副読本教職員使用アンケート集計結果 ・ 資料3 第2期八王子市消費生活基本計画・八王子市消費者教育推進計画 平成30年度取り組み実施状況（修正版） ・ 資料4 第2期八王子市消費生活基本計画 重要課題の進捗状況 ・ 参考資料 令和2年度に向けた会議資料等について ・ 第2期八王子市消費生活基本計画及び八王子市消費者教育推進計画における平成30年度実施状況の検証について（意見書）案 ・ 第2期八王子市消費生活基本計画・八王子市消費者教育推進計画平成30年度取り組み実施状況 ・ 参考資料 広報はちおうじ「消費生活特集号」他 	

会議内容

1 開会

事務局 : これより令和元年度第2回八王子市消費者教育推進会議を開会いたします。

<市民部長挨拶>

<資料確認>

<音声の録音及び会議公開の報告>

<オブザーバーの紹介>八王子警察署生活安全課長

事務局 : それでは、議事の進行を座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

2 議事

朝日座長 : それでは、ここから議事を進行します。皆様ご協力をお願いします。次第の「2議事」に入る前に、事務局から傍聴者について報告願います。

事務局 : 本会議場に傍聴席を設けましたが、今現在、傍聴者はありません。この後、傍聴希望者があった場合は随時入場しますのでご了承ください。

朝日座長 : では、議事に入ります。本日の議事は「(1)八王子市消費者教育推進計画 平成30年度の取り組みの検証について」です。まず、事務局から説明をお願いします。

事務局 : <事務局説明>

朝日座長 : 説明が終わりました。この検証案は、消費者教育の必要性、前回の議論を踏まえての検証結果、目標に対する実績、小・中学校へのアンケート結果といった根拠を踏まえての評価の部分と今後の課題という流れだと思いますが、今の説明を踏まえて、ご意見、ご質問はございますか。

渡邊 : 資料4の重要課題2、講座・研修の受講者数が1千人以上増えている要因は何ですか。

事務局 : 大学新入学生ガイダンスで、学生に悪質商法などの被害に遭わないための啓発講座を行いました。工学院大学で1,400人ということで、大きく数字が伸びたということです。

渡邊 : 平成29年度は行ってなくて、平成30年度に新しく工学院大学で始めたということですね。

事務局 : 工学院大学は平成30年度から始まりました。大学の教職員の方々を対象に、悪質商法の被害に遭っている学生が多いことを根気強く伝えて、賛同いただき実施しました。

朝日座長 : 資料2の副読本のアンケート結果ですが、小学校用と中学校用はアンケート形式が違うのですか。

高瀬 : 小学校用は、小学3年生の社会科で「販売の工夫を学ぶ」で使用し、一単元十数時間で学ぶものを一冊のワークブックにしたものです。その中で消費者教育の視点を盛り込んでいます。今年度9月から11月初旬にかけて学校で指導していると思いますが、その結果が反映されていて、肯定的な回答が8割ということで、内容的には好評を得ているといえます。修正点を洗い

出して、令和2年度版を作っていきます。販売の工夫を学ぶうえでは、消費者がどんな買い物をしているかということが中身にあるので、家族がどういった工夫をしながら買い物をするかといったことも学んでいます。そこから発展として、子どもたちに賢い消費者という視点で考えさせる内容を盛り込んでいます。自分たちの家族の状況に合わせて、考えて商品を選ぶという学びもできるワークブックです。

朝日座長 : 社会科の一部として扱われているのですね。中学校の方はアンケートが項目別に分かれていて、評価が「×」ということも調べていただき、興味深いところもありますが、評価とか使いやすさに関して中学校のほうはいかがでしょうか。

竹口 : 中学校は専科であり、消費者教育は社会科、家庭科、技術、道徳などいろいろな教科が絡んでいます。各教科の立場が違い難しいところがありますが、それぞれの立場で行っています。この副読本は中学校の教員が主となって作っています。家庭科は38校中講師のみで常勤の教員がいないところもありますが、家庭科の教員は全員参加しています。そこに社会科の教員が数人関わって作ったという経緯があります。先生の関わり方によってこの副読本の理解度が違っているところもあります。いろいろな教員が関わっているので、使い方が定まってなく、教員が使い切れていないところがあります。地球規模の問題から身近な買い物の問題まで内容が広い分野にわたっており、ある意味入れすぎているかもしれません。そういった意味で一つの提案としては、大学生にアプローチしていくため、大学の教職員向け研修会の実施が大学生へのガイダンスにつながる効果があったように、中学校の教員に、副読本の使い方とか消費者教育の課題についての研修があると使用率も上がってくるのではないかと思います。副読本は良くできているので、効果的な活用に向けて教員を育てることを今後は考えていかなければならないと思います。

朝日座長 : 広い分野を見渡して作られているので、副読本作成の評価ということは、非常に大事なことで、活用の点で重要な指摘をいただいたと思います。こういった消費者教育の継続性といったことで高校ではどのように行っているのでしょうか。

宮本 : 家庭科では賢い消費者などについて男女ともに扱います。社会科では現代社会の授業で扱っています。成年年齢が引き下げられて、高校3年生が成年となるので、高校1・2年生でしっかり消費者教育を行うよう東京都の教育委員会から指示が出ています。大人と同じような消費活動を行うということもできますし、契約なども自分の責任となりますから、そのあたりも含めて教えていく必要があります。3年生は18歳になった時点で扱いが変わってきます。学校の中で未成年と成年が混在するので、教えていくための工夫が必要と考えています。また、保護者の方にも理解をいただかないと難しいと思っています。

高瀬 : 小学校では、6年間学ぶ中で消費者教育と関連する教科が複数あります。その教科と消費者教育がどう係わるかを明らかにして指導していくことが大切だと思います。また、今の子どもたちの状況としてインターネットやゲームを行っていることが多く、インターネットは検索していくといろいろなサイトへつながってお金が要求されてしまうことが実際にあり得ます。そのような視点からの啓発も大切だと思います。

事務局 : 消費生活センターにも、夏休み頃には、親の携帯電話を子どもが使ったことによる高額請求についての相談がありました。

朝日座長 : いろいろな分野から消費者教育に関連するところを抽出していかなければいけないということですね。

小林 : 私は子どもが小・中・高校に行っています。先生方は普通の授業だけでも大変お忙しいのですが、社会が変わる中で消費者教育や金融教育が重要視され、このような副読本を作っていただくことはとてもありがたいと思います。せっかく作っても活用できないのは、もったいないと思います。私自身はファイナンシャルプランナーとして高校で金融教育の授業で講師をしています。学校や先生によって意識が違います。生徒さんのタイプも違い、家庭の状況も違いますが、親自身が消費者教育や金融教育を受けていなかったため、子どもへの金銭教育に対する意識が薄いようです。大人こそ勉強しなくてはいけない状況にあると思います。スマートフォンの問題なども、本来は親がセーブしないといけません。親御さん自身にも勉強してほしいのですが、なかなか知る機会がありません。先生が頑張っても、子どもは日々の生活の中で学んでいるので、親が「これでいい」としてしまうと、子どももこれでいいと思ってしまいます。保育園や幼稚園などで保護者向けに勉強の機会を作るといった方法もあると思います。

朝日座長 : イベントで強制的に保護者に参加してもらうことも必要でしょうか。確かに大人向けのシステマチックな教育の機会はないと思います。保護者に向けてのアプローチと社会教育的なものがあると思いますが、学校教育の方から保護者に対して何かありますか。

高瀬 : 消費者教育ではないですが、SNS等については学校公開の日に授業で取り扱い、保護者の方に見ていただけるよう設定して、初めての取り組みとしてこれから行おうとしています。

野村 : 教育委員会としては、SNSの利用は問題が多く、小学校・中学校PTA連合会と協力してリーフレットを作成したりして啓発をしているところです。また、中学校PTA連合会も正しいSNSの使い方のワークショップを開いたりしていますが、聞いてほしい保護者は参加しないというのが実情です。本当に伝えたい保護者へはなかなか伝わらないという現状です。SNSの危険性やトラブルが多く発生していることを積極的に伝えていくことが必要です。トラブルに巻き込まれた後だと子どもに傷が残るので、教育委員会としても対策をとっていかなくてはならないということではいろいろと手は打っていますが減らないというのが現状です。

赤木 : 小・中学生向けにはワークブックや副読本がありますが、高校での教育についての議論・検討も必要だと思います。

事務局 : 高校生向けには「社会への扉」という副読本を消費者庁が全高校に配布しています。成年年齢の引き下げやグローバル化に対応するには1人の人間として必要な自覚・責任・自立心を備えさせていく環境が必要だと考えています。親御さんに認識を持っていただき、家庭の中で成年年齢の引き下げについて考えていただけるようなテーマの記事を、教育委員会で発行している広報などに載せることができると考えています。

朝日座長 : 副読本の活用というところに貴重な意見をいただいたかと思います。この点は今後の課題となりますね。他に何かございますか。

赤木 : 体験型の消費者教育としては具体的に何かありますか。

事務局 : 子どもシティや親子講座があります。

赤木 : 高校生向けに実体験型で勉強できる仕組みができないでしょうか。実体験型で具体的にすぐ使える取り組みが研究されるとよいですね。

朝日座長 : 小・中・高等学校、東京都、家庭との連携が必要となりますね。貴重なご意見をありがとうございました。「議事の(1)」については以上をもって終了とさせていただきます。ただ今いただいた意見を含めて、この後行われる審議会でもまとめさせていただきます。その他、事務局から何かありますか。

事務局 : 本日の会議要録は事務局でとりまとめ、皆様にご提示して確認をさせていただきます。修正等が出た場合は、必要に応じて参加者の皆様にご連絡のうえご確認をいただき、会議要録を決定し署名をお願いしたいと思います。

朝日座長 : 本日の会議要録の署名ですが、名簿の記載順に従って、浅海さんをお願いしたいと思います。皆様いかがでしょうか。

<参加者から「異議なし」の声あり>

朝日座長 : それでは、以上をもちまして、本日の議事は終了となります。進行を事務局にお返しします。

3 その他

事務局 : 座長には、会議の進行ありがとうございました。次に、次第の「3. その他」ということで、事務局から報告をさせていただきます。今年度の会議につきましては、今回をもって終了となりますが、来年、令和2年度の会議資料等につきまして、説明させていただきます。

<参考資料「令和2年度に向けた会議資料等について」説明>

令和2年度の会議は、以上のような資料で進めさせていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

<同意について了承>

なお、来年度は、翌年の令和3年度に予定している現行計画の改定に向けての準備期間となるため、今年度より1回多い年3回の開催を予定しております。

また、令和2年度には、市民意識調査の実施を予定しておりますので、その調査項目等についてのご意見を会議の中でいただきたいと思っております。開催日程については、第1回を令和2年7月頃に予定しております。改めてご案内はさせていただきますが、どうぞよろしく願います。

最後になりますが、前回の第1回会議の会議要録(案)を先日お送りして、皆様にご確認をお願いいたしました。修正のご連絡はごさいませんでしたので、お送りした内容で確定させていただきたいと思っております。つきましては、前回指名していただいた渡邊さんに会議終了後に署名をお願いいたします。

4 閉会

事務局 : 以上で、本日の消費者教育推進会議を終了いたします。ありがとうございました。5分間の休憩後に、第2回八王子市消費生活審議会に移りますので、審議会委員の皆様、引き続きよろしく願います。

令和 2 年 4 月 23 日 参加者 浅海 正代